

富田林市立地適正化計画に基づく
届出制度の手引

富田林市産業まちづくり部
都市計画課

【目次】

■届出制度の目的	1
■届出対象	1
■居住誘導区域、都市機能誘導区域及び都市機能誘導施設	2
■届出対象となる誘導施設	3
■届出が必要となる例	4
■届出時期	5
■手続の流れ	5
■届出様式及び添付書類	6
■届出提出先・お問合せ先	6
■様式集及び記入例	7

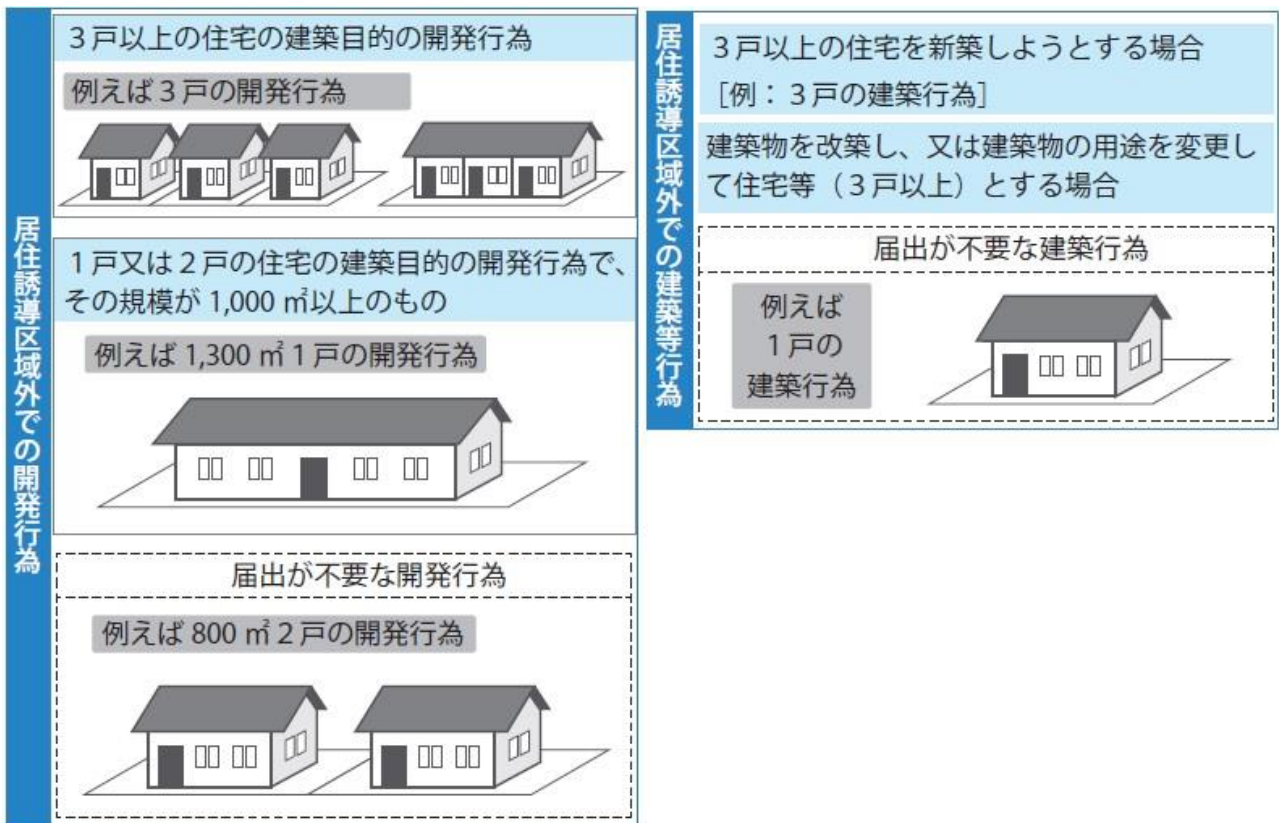
■届出制度の目的

富田林市立地適正化計画の公表に伴い、都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条及び第 108 条の 2 の規定に基づき、市への届出が必要となります。

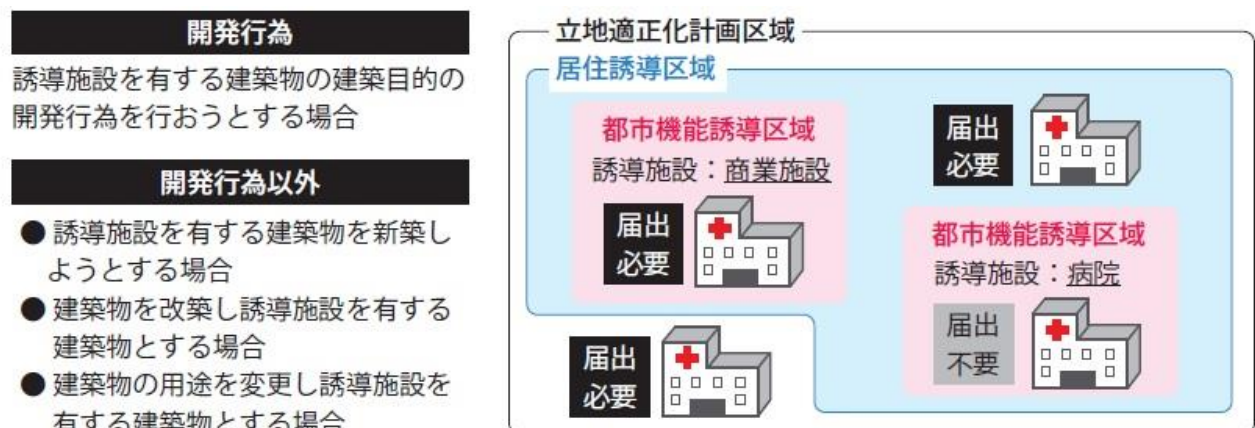
本制度は、誘導区域外における住宅開発や誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。開発・建築等の申請の際には、富田林市立地適正化計画に基づく区域の確認を行い、必要に応じて事前に届出してください。

■届出対象

(1) 居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合



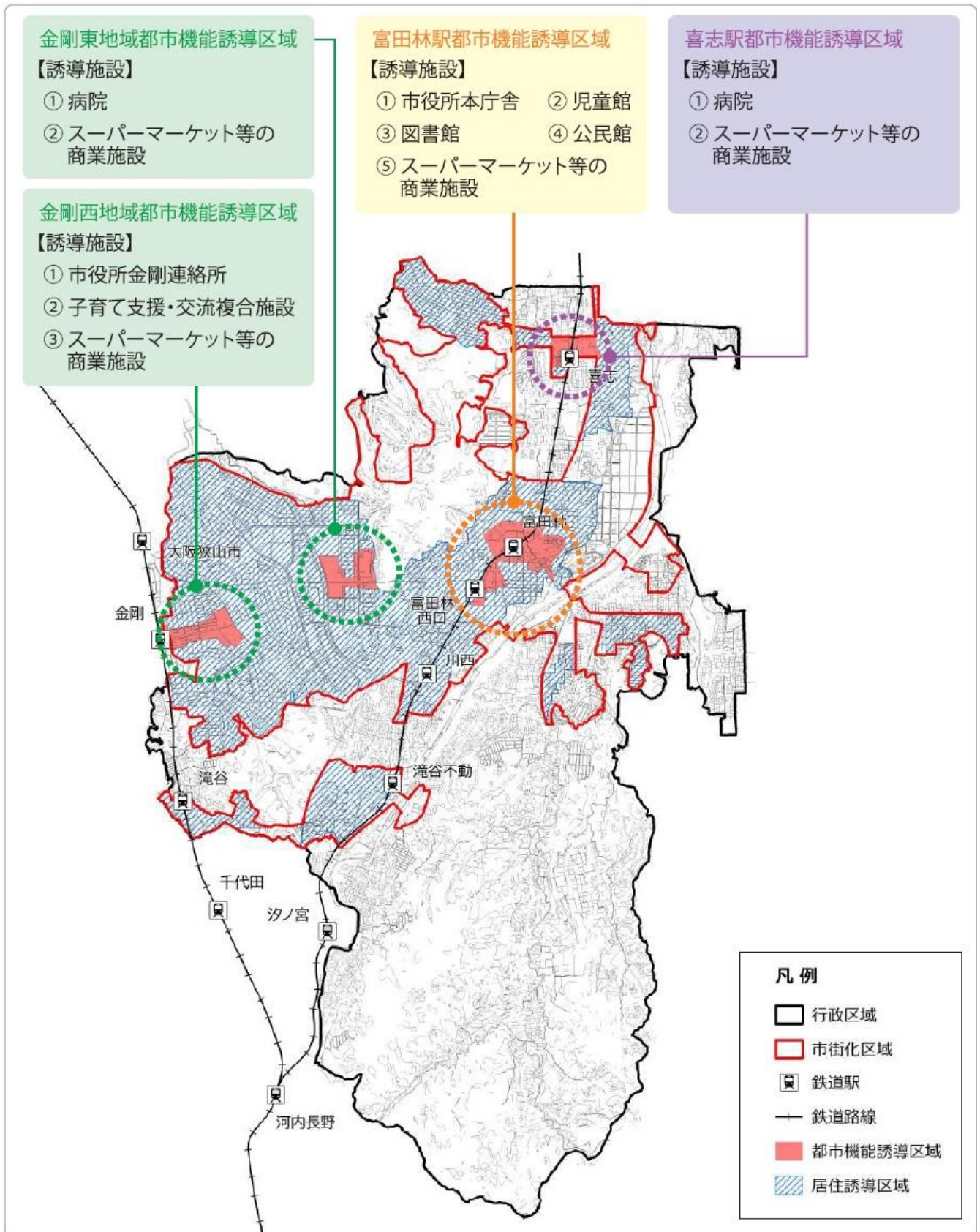
(2) 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発・建築行為等を行う場合



(3) 都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合

■居住誘導区域、都市機能誘導区域及び都市機能誘導施設

居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合、又は都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は届出が必要となります。

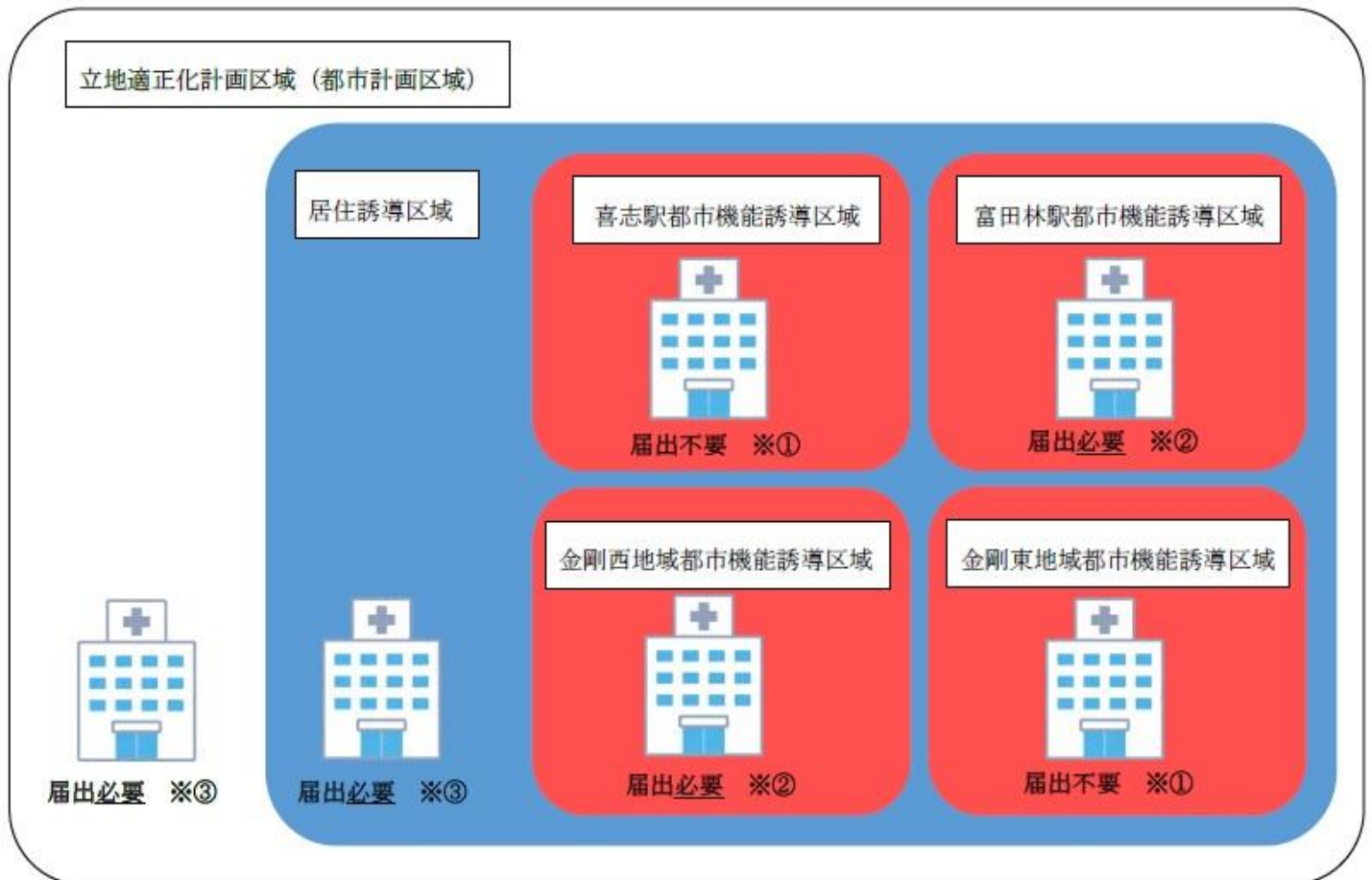


■届出対象となる誘導施設

●：開発・建築等行為をする際に届出が必要。 ○：休止・廃止する際に届出が必要。

誘導施設		都市機能誘導区域				都市機能誘導区域外
		喜志駅	富田林駅	金剛西	金剛東	
医療	病院（病床数 20 床以上） （医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院）	○	●	●	○	●
教育文化	図書館 （図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館）	●	○	●	●	●
	公民館 （社会教育法第 21 条第 1 項に規定する市町村が設置するもの）	●	○	●	●	●
子育て関係	児童館 （児童福祉法第 40 条に規定する児童館）	●	○	●	●	●
	子育て支援・交流複合施設 （子育て支援機能、健康増進機能、交流機能を備えた市が設定する多機能施設）	●	●	○	●	●
商業	スーパーマーケット （店舗面積 500 m ² 以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む。）で、生鮮食品を扱うもの）	○	○	○	○	●
行政	市役所本庁舎	●	○	●	●	●
	市役所金剛連絡所	●	●	○	●	●

■届出が必要となる例（誘導施設である「病院」を建築する場合）



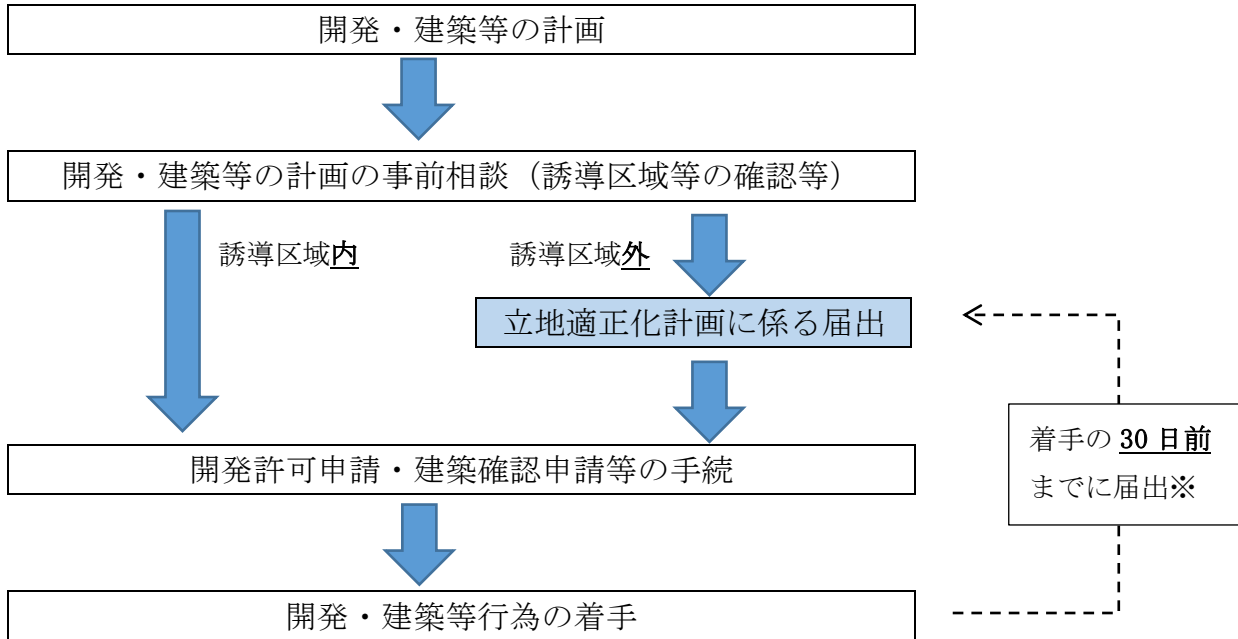
- ※① 都市機能誘導区域内で、誘導施設に「病院」が位置づけられている場合
- ※② 都市機能誘導区域内で、誘導施設に「病院」が位置付けられていない場合
- ※③ 都市機能誘導区域外

■届出時期

- (1) 居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合
- (2) 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発・建築行為等を行う場合
→ 行為に着手する日の30日前までに届出が必要。
- (3) 都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合
→ 休止し、又は廃止しようとする日の30日前までに届出が必要。

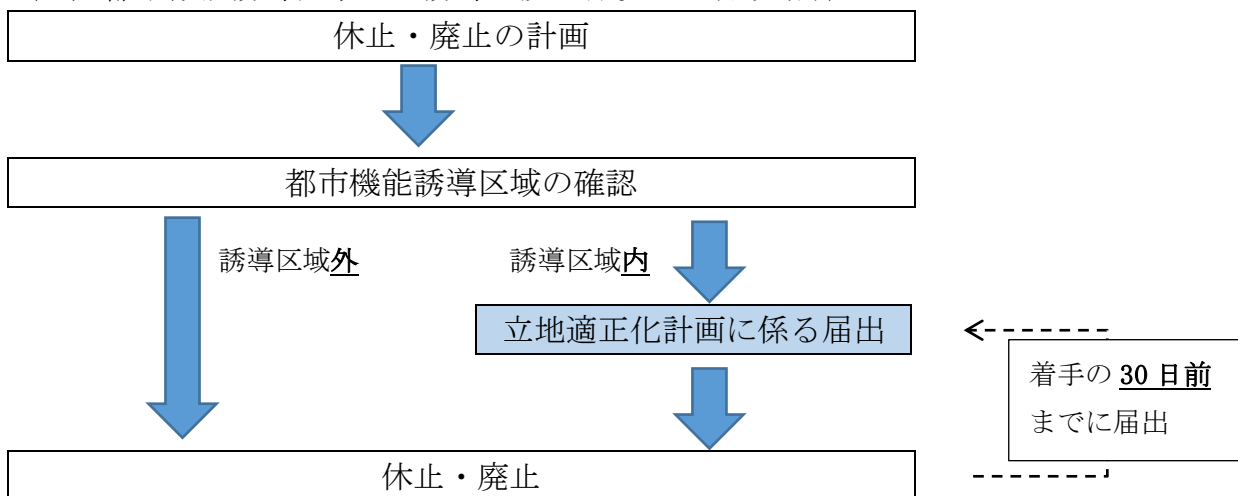
■手続の流れ

- (1) 居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合
- (2) 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発・建築行為等を行う場合



※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前に届出が必要です。

- (3) 都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合



■届出様式及び添付書類

(1) 居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合

	開発行為	建築等行為	届出事項の変更
届出様式	様式第 10	様式第 11	様式第 12
添付書類	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1000 以上） ②設計図（縮尺 1/100 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ④委任状	①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上） ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ④委任状	左記①～④

(2) 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発・建築行為等を行う場合

	開発行為	建築等行為	届出事項の変更
届出様式	様式第 18	様式第 19	様式 20
添付書類	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1000 以上） ②設計図（縮尺 1/100 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ④委任状	①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上） ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上） ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ④委任状	左記①～④

(3) 都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合

届出様式	様式第 21
添付書類	①その他参考となるべき事項を記載した図書 ②委任状

■届出提出先・お問合せ先

富田林市 産業まちづくり部 都市計画課 政策係

TEL : 0721-25-1000 (内線 451、453)

FAX : 0721-24-2069

Mail : tokei@city.tondabayashi.lg.jp

■様式集及び記入例

様式第10（第35条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

富田林市長 様

届出者 住所

氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年4月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●●
代表取締役 富田林 太郎
0721-XX-XXXX

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	富田林市寿町●丁目●番（外●筆）
	2 開発区域の面積	2,000平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和5年6月1日
	5 工事の完了予定年月日	令和6年3月31日
	6 その他必要な事項	住宅区画数：10区画

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11 (第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p>{ 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>富田林市長 様</p> <p>届出者 住所</p> <p>氏名</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }	について、下記により届け出ます。
---	------------------

令和5年4月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●
 代表取締役 富田林 太郎
 0721-XX-XXXX

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：富田林市寿町●丁目●番(外●●筆) 地目：宅地 面積：900平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	戸数：5戸 着手予定年月日：令和5年6月1日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

富田林市長 様

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

令和5年5月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●
代表取締役 富田林 太郎
0721-XX-XXXX

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
令和5年6月1日
- 2 変更の内容
住宅用区画数の変更（10区画→9区画）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
令和5年7月1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
令和6年3月31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

富田林市長 様

届出者 住所

氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年4月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●●

代表取締役 富田林 太郎

0721-XX-XXXX

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	富田林市寿町●丁目●番（外●筆）
	2 開発区域の面積	2,000平方メートル
	3 建築物の用途	病院
	4 工事の着手予定年月日	令和5年6月1日
	5 工事の完了予定年月日	令和6年3月31日
	6 その他必要な事項	誘導施設（病院）の面積：1,000平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第19（第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>富田林市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和5年4月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●

代表取締役 富田林 太郎

0721-XX-XXXX

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：富田林市寿町●丁目●番（外●筆） 地目：宅地 面積：2,000平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和5年6月1日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

富田林市長 様

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

令和5年5月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●
代表取締役 富田林 太郎
0721-XX-XXXX

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
令和5年4月1日
- 2 変更の内容
面積の変更（2,000平方メートル→1,500平方メートル）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
令和5年7月1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
令和6年3月31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

富田林市長 様

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

令和5年4月1日

富田林市長 様

届出者 住所 富田林市常盤町●番●号

氏名 株式会社●●
代表取締役 富田林 太郎
0721-XX-XXXX

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：●●スーパー富田林店
用途：商業施設（店舗面積：1,000平方メートル）
所在地：富田林市若松町●丁目●番●号
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
令和5年6月1日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
除却予定（令和5年8月）

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。